

同僚の真摯な証言に感謝

梅原 聡

一昨年の不起立に対する戒告処分について不服申立てを行って、二年近くになります。停滞していた審理が弁護団からの要請でようやく動き始め、1月16日に第1回口頭審理を迎えることができました。冒頭陳述の文章は、今回の人事委員会審理の争点が自分でもきちんと整理できておらず、何をどう書いて良いかわからないまま、三輪弁護士・小谷弁護士に励ましていただいで、直前に何とか書き上げました。まとまりのないものになってしまいました。自分も少し表せるものにはなったかと思っております。当日、傍聴いただいた皆さん、本当にありがとうございます。今回の審理の審査長

がどんな人物がわかりませんが、卒業生や同僚を2名ずつ、他に例の府議を証人として申請したので、卒業生・同僚各1名のしか認めませんでした。私の場合、処分者側との間で事実関係について争っている部分はほとんどないので、必要がないという判断なのかもしれない。2回の口頭審理を予定しているのですから時間的な余裕は十分あるはずで、審理を簡単にすませてしまいたいという意識がはたらいていいるような気がして非常に残念です。

とずっと一緒に生徒達と関わって下さった方です。私の対教員・対生徒との仕事ぶりなどを話していただきまし。無論、ウソにならぬ程度に持ち上げてお話しして下さいるので、面映ゆくはありました。出てくるエピソードに当時のことが思い出され、少ししんみりしてしまいました。特に、なぜ証人として審理に出ることを引き受けたかという部分では、言葉に詰まりながら、私の無念さを思って：と答えて下さいました。私も思わず歯を噛みしめました。私たちの教育活動は長い時間を受け、全人格的なふれあいの中で行われます。その中でほんの一瞬の、しかも私たちの目指してきた教育とはかけ離れた「日の丸・君が代」

の問題で私が処分されることのはばかかしさを嘆かれたのです。それは、私の無念さであると共に、一緒に仕事をしていた彼女自身の無念さでもあったのだと思います。卒業式の「君が代」に起立して人たちに、こんなことはおかしいと思っている方はたくさんあります。彼女は異議申し立てをするエネルギーを生徒に対して使おうと思ったと語られていましたが、今の状況ではそう考えていかないとやっていられないとも言えるでしょう。そんな思いを持つ多くの人たちの力を集めるような活動を、これからも続けていきたいと思

【集会等案内2】
3月1日(土)
●卒業式まったただ中
3・1集会 『君が代』処分撤回・解雇阻止！『君が代』には座ってチャック！「国定教科書」粉碎！ 13時30分、大阪市立市民交流センター・なにわ（環状線芦原橋下車）。主催：戦争と「日の丸・君が代」に反対する労働者連絡会・豊中・北

3月3日(月)
●佐藤さん大阪府人事委員会第1回口頭審理 15時、大阪府咲洲庁舎29階。
3月18日(火)
●菅さん大阪府人事委員会第3回口頭審理 14時、大阪府咲洲庁舎29階。元同僚1人の証言、本人尋問。
3月20日(木)
●梅原さん大阪府人事委員会第2回口頭審理 14時、大阪府咲洲庁舎29階。芦原高校の卒業生の証言。
4月26日(土)
●第14回山田さんを支える会 14時、高槻市民会館206号室。箕面忠魂碑訴訟原告 古川佳子さんのお話「忠魂碑・靖国・天皇制について伝えたいこと」。主催：山田さんを支える市民の会

第4号

2014年2月11日発行

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町

1-3-11シティーコープ上町402

共同オフィスSORA気付「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

大阪府教委は「口元チェック」通知を撤回せよ 府教委は通知に基づく処分を行うな

市民、教職員の声をないがしろにする府教委に即座に抗議

大阪府教委は1月14日、教育振興室長名で昨年9月の卒業式の際に出したとほぼ同趣旨の「平成25年度卒業式及び平成26年度入学式の実施について(通知)」並びに別添・別紙を、府立学校長・准校長にメールで送りつけました。本来であれば校長会を開くべき所を、昨年12月27日の校長会の際に、何らの決意も受けていない文書を示して校長には周知したというのです。いわゆる「口元チェック」を徹底する「通知」をこんな形で発出し、教職員を処分するような権力主義的なやり方は到底許されるものではありません。

さらに許せないことのは、「通知」の発出されたのが「口元チェック」通知に反対する約8千名もの市民、教職員の声を府教委に届けた直後であるということです。大阪ネットは1月9日、広く市民、教職員の皆さんに協力

接」を行いました。いくつかの事が明らかにになりました。まず9月通知に大阪ネットが出した「抗議文」を今に至るまで府教委内で誠に検討した形跡はないこと。府議会答弁や校長の説明では従来と異なる指導を行うものではないと言いがら、私たちにこの通知は従来と異なるものであること、すなわち「起立」と「斉唱」の徹底を求めるものであることを明らかにしています。

また「抗議文」ともに提出した「質問書」への回答やその後の情

報公開請求への開示によれば、「校長・準校長限りQA」においての「Q32 首席や主査に現認をさせてもよいか。A32 教育委員会としては、管理職がおこなうものとの認識だが、現認の補助的な役割を、首席等に与えることは、校長・准校長判断で実施は可能。ただし、校内での最終的な起立・斉唱の判断は管理職が行うものとする。」と

私たちが「口元チェック」通知に反対する理由

私たちが「通知」に対して以下のような反対理由を掲げて闘っています。

①「君が代」を声を出して歌っているかどうか点検するのは、思想・良心の自由の直接

いた「抗議文」を今に至るまで府教委内で誠に検討した形跡はないこと。府議会答弁や校長の説明では従来と異なる指導を行うものではないと言いがら、私たちにこの通知は従来と異なるものであること、すなわち「起立」と「斉唱」の徹底を求めるものであることを明らかにしています。

また「抗議文」ともに提出した「質問書」への回答やその後の情

報公開請求への開示によれば、「校長・準校長限りQA」においての「Q32 首席や主査に現認をさせてもよいか。A32 教育委員会としては、管理職がおこなうものとの認識だが、現認の補助的な役割を、首席等に与えることは、校長・准校長判断で実施は可能。ただし、校内での最終的な起立・斉唱の判断は管理職が行うものとする。」と

私たちが「通知」に対して以下のような反対理由を掲げて闘っています。

①「君が代」を声を出して歌っているかどうか点検するのは、思想・良心の自由の直接

「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

的制約。「歌う」という行為は情感を伴う積極的行為。この強要は内心の自由を侵害するもの。2009年9月9日の大阪高裁判決に違反し、憲法19条「思想・良心の自由」に違反する。②府教委が「君が代」起立斉唱の根拠法令・通知にあげ「国旗・国歌法」や学習指導要領はそもそも「君が代」起立斉唱を義務としていない。さらに大阪府の「君が代」起立斉唱条例は、最高裁学テ判決の「教育内容への国家的介入の抑合法理」に反し、憲法19条や憲法21条「表現の自由」にも反する。③通知の「実施状況について報告する」内容の例示として、別紙3には職・名称と共に「起立していたが不斉唱」等と示されている。これは大阪府の個人情報保護条例第7条5で収集してはならない情報としてあげられる「思想、信仰、その他の心身に關する基本的な個人情報」にあたり、同条例に違反する。④通知のいう「各職員」の起立または斉唱行為を総合的に現認する体制とは、教職員相互の、生徒、保護者、来賓の議員等の「通報・情報提供」という「密告」体制、相互監視体制を作るもの。これが職場の協働性・集団性を破壊し、相互不信を作り出すことは明らか。このような中で、子どもたちが自主的に自由かつ独立の人格として発達できるわけがない。⑤斉唱チェックによって不本意ながらも起立している教職員に対してさらに大きな精神的苦痛を与えることとなる。これはいわば上司によるパワーハラスメントにあたり、労働安全衛生法3条の「事業者は・・・労働者の安全と健康を確保しなければならない」に違反する。⑥教育長による通達、校長・准校長による職務命令は、労働条件の重大な変更を伴うにもかかわらず組合との交渉を拒否しているのだから、労組法適用教職員にあっては労組法に、地公法適用教職員にあっては地方公務員法に違反している。

「口元チェック」通知 子どもたちへの 「君が代」強制を許すな！

先に述べたように府教委は、この通知によって従来と異なる指導を行うものでないと述べていますが、この通知がもたらす効果はどれほどのものなのでしょうか。昨年の入学式では、ある高校の式に参列した維新の会議員が司会の教員が歌っていないと指摘したことによって、その教員は校長から嚴重注意を受けました。維新の会の議員にとつてこれほど都合の悪い通知はありません。すべての教職員が参列した議員のターゲットとされます。また中原教育長が和泉高校の校長の時そうであったように、府教委に対して忠誠を尽くす校長が逐一教職員の動向を府教委に申告すればどういうことになるでしょうか。いやそれ以上の効果

る。⑦「君が代」に忌避感、違和感を抱く教職員に対しては、ある特定の思想・世界観を持つているからと、差別的な処遇（斉唱チェック、処分など）をすることになる。これは法の下の平等を定めた憲法14条に違反する。等々。

は、これまで渋々起立だけはしておこうとした教職員が口を開けて、声に出して「君が代」を歌わざるをえない状況が作り出されてしまふことなのです。これまでからそうでしたが、少しでも不起立・不斉唱と判断される教職員は式場外の勤務を命じられています。「君が代」起立斉唱が当然の状態が目前に現れます。子どもたちは起立斉唱を無条件に正しいものだと信じ込まされ、起立斉唱時の直立不動による緊張と「静寂さ、厳肅さ」は「君が代」の歌詞とあいまって、天皇制のカリスマ性を一層増大させるでしょう。「感情の共同体」の一体性が生み出されるのです。教職員への攻撃が、次に保護者、子どもたちに向かつていくことは明らかです。すでに保護者や子どもたちが起立斉唱時に座っていたり、退席できた

会員になって下さい 大阪ネットワークの会員になって皆さんの力で 運動を支えてください。

年会費 個人2000円 団体3000円
振込先(郵貯) 00950-0-302981
口座名 「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

りする雰囲気はもはや失われつつあるのです。「口元チェック」通知による教職員処分や子どもたちへの「君が代」強制を許すな！

第1回目の公開口頭審理を終えて 菅 平和

る尋問が行われ、早期の職場復帰の要請をしてくれる予定です。本人尋問では、戒告処分そのものの不当性と再任用審査会で事実が隠されたまま審査がなされたことを明らかにし、処分の撤回と再任用の更新を訴えていきます。次の審査会は2月25日(火)10時(於・咲洲庁舎)です。ご支援よろしくお願ひします。

不起立教師を排除 するためなら平然と ウソをつく府教委

校長の発言のとおり、私には職務命令は出ていません。にもかかわらず再任用審査会の審査結果には「職務命令違反を繰り返す」との記述があります。また提出された意向確認書が審査委員には隠されたまま審査が行われ

断することは困難であった」、だから審査会に諮らなかつたというのです。人の心の底など誰も分かるはずがありません。重要なことは意向確認書が提出された事実を、彼らが隠したということです。それは府教委が、どれほど勝手な思いこみと独断にもとづいて、今回の処分を行っているかを暴露しています。また府教委が審査会を軽視していることや審査会を府教委の思いのままに操ろうとする作爲があつたことを意味しています。「全体の奉仕者」としてふさわしくない非違行為をしているのは、府教委自身であつたのではないのでしょうか。

みんなて抗い、子どもたちに明るい未来を

「国を愛する心を育む」という愛国心教育の本当の狙いは、子どもたちに国家とは「愛すべ

ています。暗黒の時代へと突き進むとしていく政治に歯止めをかけ、それを克服していく運動をみんなで作っていくましよう。それなくして、子供たちの未来は守れません。

【集会等案内1】

2月19日(水)
●奥野さん第3回弁論16時、大阪地裁809号法廷。

2月22日(土)
●第13回山田さんを支える会 14時、高槻市民会館206号室(阪急高槻駅から171号線をこえ南へ5分)。趙博さん(パギヤん)のライブ&トークー不従従を讃えてー歌と語りの数々。主催：山田さんを支える市民の会。

2月25日(火)
●皆さん大阪府人事委員会第2回口頭審理(予定) 10時、大阪府咲洲庁舎29階(ニュートラム「トレードセンタ1前」下車3分)。元同僚2人の証言。